

平成23年度 市政懇談会(布津地区)会議録

□ 期 日 : 平成23年8月3日(水)19時30分～21時30分

□ 場 所 : 世紀の泉

□ 出席者数 : 23人

質疑内容	回答	回答者
<p>合併後、初めて参加しました。ぜひ、地元の多くの方々が参加されるように周知をお願いします。</p> <p>自治会長会議があり、自治会の質問をしたかったが、質疑は懇談会の席ですよう指示を受けたので、本日質問するものです。自治会長会議に教育長が出席されていませんでしたが、出席していないのはなぜだったのか伺います。</p>	<p>自治会長会議のあり方について、私の方から反省点がありましたので、先に述べさせていただきます。自治会長会議は、様々な願いをする場であることから、私と副市長は大切な場であるので、ぜひ出席し、願いを直接申し上げたいとの思いから、あいさつだけでもということで出席をいたしました。その後は、別の要件などもございましたので、退席させていただきました。このとき、「自治会長の皆さまからは、なぜ市長、副市長があいさつだけで退席するのはおかしいのではないか」と強くお叱りを受けました。このような事情でしたので、教育長はどことも出席していません。三役のみの出席となっています。来年度からのやり方については今年を踏まえ、検討していきたいと思えます。</p>	市長
<p>安全協会の役員となった際、前任者から服を頂きましたがそれには「島原市警察所管内」と印刷されていました。合併した今となつてはおかしいのではないのでしょうか。また、街頭指導をする際、何もないと危ないので、交通安全の旗やタスキをいただけないのでしょうか。</p> <p>合併前に、交通安全協会立ち上げの際、交通安全に対して、当時の町から、自治会からの選出依頼があり出てくださいという経緯があります。その上で、緑の服を交通安全からつくりました。</p>	<p>交通安全協会は、市の組織ではありません。市は交通安全協会に対して、補助金を出しているにとどまります。交通指導委員は市が交通安全対策法にのっとり、市で委嘱をし、制服も配布しております。</p>	総務部長
<p>自治会活動補助金の算定根拠は税金の納付率によって決められています。税金の徴収は市の担当なので、税金の徴収で自治会に罰則を与えるのは、おかしいと思います。納税組合のころの慣例からの延長だとは思いますが、税金の徴収が悪いのは自治会の責任ではないと思います。むしろ、職員が徴収に回っていないからではないのでしょうか。また、罰則として減額するというのなら、税金だけでなく、選挙の投票率などいろいろな要素があつてしかるべきだと思います。</p>	<p>①自治会活動補助金につきましては、税金を納税組合に還付していた奨励金を個人に還付することに違法性があつたため、廃止することを検討しました。しかし、奨励金を自治会の活動費として使用している自治会もあつたため、廃止はできない、ということから、自治会活動補助金として配布したという経過があります。</p> <p>補助金の成績割については、昨年も意見が出ておりました。再検討が必要だと認識しています。市内に436自治会があり、制度を変更すれば、補助額が大きくなる自治会、小さくなる自治会が出てきます。不公平感がなくなる方法を市長と相談し、検討していきます。</p> <p>②納税組合の話と税の滞納の話がありましたが、納税組合につきましては、滞納督促するとともに納税をお願いしています。夜間の個別訪問や年間100件の差し押さえをしています。国保税は納税相談の実施を行い、納税に応じてもらえない場合など、やむを得ない場合は、短期の被保険者証の発行や資格証明書の発行をするなどの対応をしています。今後も納税の意識の高揚に努めていきます。</p>	<p>①企画振興部長 ②市民生活部長</p>
<p>奨励金は何年度から実施されているのですか。個別の還付金の金額が納税組合長に来ていました。旧町時に、個人の配分がいくらなのか、教えてもらえなくなりました。</p>	<p>①平成20年の4月から要項を定めています。</p> <p>②例えば納税率がいいときは、還付金として自治会にかえていた町があつたと思います。各自納税者に対して返す自治会、自治会活動に使う自治会などがありました。しかしながら、そのやり方に違法性があることが判明したため、見直しをした結果、平成20年4月1日から自治会活動補助金とさせてもらったものです。計算基礎は、戸数と納税成績による2つに分かれ交付されています。100パーセントの場合基準額の倍を支給し、90パーセント届かなかった場合は成績割りはありません。今後は色々な意見もあるようですので、先に答弁があつたように再検討されることになると思えます。</p>	<p>①企画振興部長 ②市民生活部長</p>

質疑内容	回答	回答者
<p>家族の中に体調悪い者がいるため、よく大村まで行くのですが、そのたびに南島原は不便なところだと思います。諫早1時間半、大村まで2時間弱掛かります。新幹線ができて、諫早駅、高速も諫早まで、空港は大村ということで、大変不便です。南島原は不便なところ。交通のアクセスがよくないと発展はないと思います。南島原が島原半島の最南にあり、雲仙市、島原市を通らなければ、半島を出ることはできませんので、南島原だけでどれだけ頑張っても難しいと思います。島原半島は一つだという意識をもって、三市で力を合わせ、将来的には島原半島は一市、という意識で三市の話し合いができないかと思っています。</p>	<p>合併前、道路網の整備を事あるごとに期成会を開いていました。諫早から50キロメートルの島原深江道路ができています。現在、島原まゆ山道路ができています。南島原市は島原、雲仙を通っていかなければ中央に行けません。南目は小浜、愛野バイパスを知事にお願ひしています。明後日は、国にお願ひに行き予定です。震災などの影響もあって、厳しい状況ではありますが、実現に向けて努力をしているところです。</p> <p>島原半島は1つということは、私も同じ思いです。ほとんどの方が、県外に行くと南島原は島原の隣くらいの認識しかありません。こうした状況下では、先々は「島原半島は1つ」という思いでやっていかなければなりません。南島原市だけが突出して発展することはできないと思います。例えばジオパークは島原半島が一つとして認定を受けています。農協はすでに合併して10年が経っています。一つになって頑張っていかなければいけないと思います。ただ、その一方で、南島原市である以上、南島原市としても頑張っていかなければいけないと思っています。</p>	市長
<p>海岸線は5キロで一番長い地域です。過去も災害が多い地域です。一昨年、農林水産委員の方が現地調査し、布津漁協と大崎防波堤の間が消波ブロックなどで施工されました。ありがとうございました。ただ、北側からの数十メートルが未施工です。この地区は駐車場などに利用していましたが、台風時は、この付近は川のようになっています。消波ブロックなどの設置をお願いします。</p>	<p>現地調査を十分に調査します。 【後日回答】</p>	農林水産部長
<p>ゴミの不法投棄についてです。布津の社会福祉センター近くの道路の区間が不法投棄が多いようです。道路、空き地に空き缶、ビン、可燃ゴミ、乾電池、たばこの空き箱などが落ちています。先般、排水溝にパソコンが捨ててありました。詰まって困ると思い、家に持って帰ったが不燃ゴミではないため、処分ができません。私が処分するとすると、リサイクル家電製品なので、販売店に持って行かなければなりません。善意で拾ったのに、お金を出すのはばかばかしい。こういう状況ですので、その場所の近くにゴミかごを設置してはどうでしょうか。また、可燃ゴミも月に1袋、不燃物は別にゴミを集めています。なんとかしてもらえませんか。</p>	<p>【後日回答 対応済】</p> <p>8月4日、質疑者宅を訪問したところ、要望者本人は不在であったので、下記の状況を奥様に説明を行った。ここ数年、自治会長や質疑者本人から直接要望を伺っている。その都度、「現場の状況は海岸背後に砂が堆積し、汀線から居宅までの距離がかなりあることから、経過観察をさせていただきたい」とこの話をしている。実際、台風や荒天時には、現場を確認し写真撮影なども継続的に行っているが、ここ数年、勢力の強い台風が襲来していないこともあり、海岸計画に必要な写真も撮影できない(深刻な越波状況が確認できない)。現在の状況としては、案件を放置しているのではなく、経過観察中であることを説明した。</p>	水産課
<p>①ごみ問題につきましては、不燃物、可燃物、資源ゴミの仕分けをし、国上げて対応しています。市では、市民が困らないように対応していますが、十分ではありません。不法投棄については意識改革が必要だと考えています。</p> <p>②自らゴミを捨てていただいていることに対して、心から感謝申し上げます。ゴミを捨てないマナーの徹底は広報紙等で呼び掛けておりますが、この場所だけでなく、あちこちであります。不法投棄をした場合は厳しい罰則があります。市としては、不法投棄の常習箇所を定期巡回、看板の設置、各所との合同パトロールなども実施しているところですし、より強化して参ります。おっしゃた現場については、こちらで調査をさせていただきます。草が生えていることも不法投棄の一因のようです。個人の土地のようですので、調べて対応させていただきたいと思います。</p>	<p>【後日回答】</p> <p>8月5日に部長、環境課長が質疑者宅を訪問し、現場を確認した。現状としては、道路沿いには不法投棄防止のための看板が設置してあるが、ごみが散乱している状況だった。対策としては、定期的なパトロールやマナー向上を広報紙で周知すること伝える。また、不法投棄であったパソコンについては、市で引き取った。実情としては、ゴミや空き缶等については、質疑者が好意で定期的に清掃されている。</p>	①市長 ②市民生活部長
<p>津波が来ればどこまで逃げればいいのかわかりません。海拔何メートルかがわかる地図があれば便利だと思うのですが、もしもあるようなら、それを見て自治会でも話をしたいので、いただきたい。</p>	<p>今、旧町単位で等高線を10m20mの分を作成中ですのでもしよろしくおまちください。</p>	環境課
<p>市の各委員の手当報酬の6,000円は多すぎだと思います。5,000円でいいのではないかと思います。経済が厳しい状況ですので、引き下げをお願いしたい。逆に、市の施設に勤めている方の賃金、委託費が少ないように思います。これらに充てたらどうでしょうか。検討して頂きたい。(答弁は必要ありません。)</p>		総務部長
<p>合併時に、銀行は交代制をするということで、合併協定がなされているはず。合併時の約束事ですので、早めに交代制をして頂きたい。協定事項ですのでよろしくお願ひします。県もやっていることですのでできるのではないのでしょうか。</p>	<p>当時の取り決めでは、合併後当面の間は、現在の十八銀行でスタートをし、経済情勢などさまざまな状況をかんがみ、交代をする、という内容でした。今年度、会計課で検討しているところです。</p>	市長

質疑内容	回答	回答者
給食会についても統合するよう取り決められていたはずだが、どうなっているのですか。そこに勤めている人、不利益を受ける人がでると思います。	学校給食会の統合については、期限は定められていません。市内には6つの学校給食会(給食センター方式の給食会)と自校方式の地区(給食会)とがありますが、旧町からの引き継ぎなどの事情もあって、賃金などの勤務条件が違います。この件は、統合についての話し合いを進めています。今年度中に統合するように進めています。	教育次長
合併後、10年以内に庁舎を有家に建てる協定となっていました。雲仙市の件もあるので、南島原市でも早めに解決してもらった方がいいと思います。実質あと4年しかありませんので。	合併当時の約束事で本庁舎の位置については、かなりの論議がなされました。西有家庁舎を本庁舎とし、新しく建てる場合は有家町にという約束がなされました。南島原市はさまざまな状況をかながみると、西有家、有家、南有馬が3カ所に本庁舎がわかれています。今の経済情勢を考え、一庁舎にまとめた方が事務的には効率がいいわけですが、事務的だけで考えていいのかということになります。早急に建てる考えは今のところはありません。一方で、市民の皆さんには早い時期に、市長としての考え方を示す必要があると考えています。	市長
車で細い道を行くことがあるのですが、山、畑の土手に草が生えていて、離合の時に車をかすことがあります。また、場所によっては、消防車が通る時などに、屋根がつかえる場所などがあります。個人的に言うとかどが立つので、市役所の方から注意を促すような回覧ができないでしょうか。	順次作業員を配置し、市道の除草をしています。手が回らないところがあることも事実です。ひどいところなど、状況を見ながら対応していきたいと考えています。また、個人分は持ち主にお願いでいくように取り組んでいきます。個人の財産ですので、市で伐採することはできないため、市はお願いというスタンスで取り組んでいきます。	建設部長
空き家があり、市にも何度も相談しました。台風が来れば、被害があることはわかっているほどひどい状況です。市もどうにもならないという回答でした。なんとかありませんか。旧町時代にも何回もお願ひしました。いろいろな手続きをしてもらいました。金融公庫の許可がないとできない。	①個人の財産になっています。 ②大雨やシロアリ等で困るという相談をすでに受けています。市で撤去などの対応はしていません。市としては、持ち主にお願ひをするしかない状況です。もう一度現場を見せていただき、対応していきますが、相手あつてのことなので、市の判断で取り壊すなどのことはできません。 【後日回答】	①市長 ②総務部長
	【後日回答 対応済】 総務部長と、秘書広報課長が現場確認。所有者に取り壊しを促すなど、市としてできることを伝えた。	秘書広報課
本職は左官ですが、家の手伝いをしています。生活が苦しい状況ですが、税金を2千円払いました。しかし、督促状も来ましたが、払えないのでそのままにしていたら財産の差し押さえも来ました。個人的に以前10年前に離婚したこともあって、借金も数百万円残っています。決まった仕事があればと思います。一時は、ゴミの収集などもしていました。	市としては、安心して働いてもらえるような職場づくりをします。地場産業の振興、企業誘致を図っています。地理的不利な分だけ、賃金も安い面もあります。東京に職員を置き、その対策を行っています。具体的に困っているようならば、市で臨時的な作業ではありますが、職員の募集を行っています。市で仕事をされた経験もおありのようですので、応募されてはいかがでしょうか。収入のない方であっても、税金も財産のある人については、課税をするようになっています。ご理解をお願いします。	市長
桜苑にもう一基増設したらどうでしょうか。柱が腐食しているようですので、早めに修理をしてほしい。有家、西有家の人でも布津の方に来れるようにしてはどうか。	桜苑については平成9年施工、2基設置し、増設は現在のところ考えていません。南有馬は3基です。老朽化しておりますので、修理を計画的にしておりますが、腐食は現地を見て調査したいと思います。	衛生局長
盆のゴミの回収の件で先日、回覧板が回ってききましたが、大切な案件については、回覧だけでなく、戸数分だけ配布してほしい。一度見ただけでは覚えにくい。市報、議会だより、県民だよりがきますが、規格を統一し、パンチの穴を開けた方が整理しやすいと思います。ファイルするバインダーがあれば助かります。	①回覧だけでなく、全戸配布できないか検討します。 ②市からの分について、穴をあけることの是非は、他の自治会のことでもありますので、自治会長会議でお尋ねしたいと思います。全体的にどうなのかということをお願いいたします。全体的にどうなのかということをお願いいたします。全体的にどうなのかということをお願いいたします。全体的にどうなのかということをお願いいたします。	①市民生活部長 ②企画振興部長
自治会長、班長が事故にあった場合の保険は、加入してあるのですか。	自治会長、納税組合長は加入しております。市民大清掃については、保険の対象です。自治会長、納税組合長以外の人が市からの書類を配布中に事故にあった場合は、保険の対象になるのかとの件については、後日回答します。	総務部長
	【後日回答 対応済】 総務課職員が質疑者に電話で「保険の対象になる」旨回答。	総務課